

○国立大学法人帯広畜産大学校章規則

(平成 18 年 10 月 19 日規則第 1 号)

改正 平成 24 年 6 月 14 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 帯広畜産大学(以下「本学」という。)の校章については、この規則の定めるところによる。

(形状等)

第 2 条 本学の校章の形状、色彩及び寸法の割合は、別図のとおりとする。ただし、特段の理由があり、学長が認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、校章について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 14 日規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。


別図(第 2 条関係)

別 図

■ 形状・色彩

形状及び色彩は、以下のとおりとします。色彩の再現に当たっては、濃緑色を原則とします。



特色の場合	プロセスの場合 (4色掛け合わせ)	RGBの場合
 DIC 388	シアン (C)100% マゼンタ (M) 0% イエロー (Y)100% ブラック (K) 50%	R 61 G 97 B 71

■ 寸法の割合

たて 1 : よこ 1